

福祉文教常任委員会議事録

(令和3年12月7日)

福祉文教常任委員会議事録

- 1 日 時 令和3年12月7日(火) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 中村 直幸 副委員長 斧田 秀明
委員 建石 良明 西田いく子
藤井千代美 辻本 博之
村井 浩二 森田 忠彦
山田 強
議長 辻本 馨
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 秘書政策課長 東條 信也
副町長 藤原 幹 福祉介護課長 武部 勝浩
教育長 勝良 憲治 いきいき健康課長 松井 靖
政策総務部長 小角 孝彦 保険医療課長 松岡 健一
まちづくり推進部長 村上 正規 教育総務課長 正野 正
健康福祉部長 子安 逸二 生涯学習課長 鳥取 勝憲
教育次長 池田 貴則
- 6 議会事務局 事務局 長 上田 周治 書 記 植木 友也
- 7 傍聴者 _____
- 8 会議に付した事件
- (1) 議案第39号 太子町立総合スポーツ公園設置条例中改正の件
 - (2) 議案第40号 太子町国民健康保険条例中改正の件
 - (3) 議案第43号 令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
 - (4) 議案第44号 令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算(第3号)

午前 9時30分 開 会

○中村委員長 皆さん、おはようございます。

本日、福祉文教常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

福祉文教常任委員会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、条例案といたしまして、太子町立総合スポーツ公園設置条例中改正の件ほか1件、予算案といたしまして令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）ほか1件、以上、合わせまして4件の議案でございます。何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○中村委員長 本日は全員出席していただいておりますので、会議は成立いたしました。

これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、条例案件が2件、補正予算案件が2件の4件でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

まず、条例案件の議案第39号、太子町立総合スポーツ公園設置条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○鳥取生涯学習課長 おはようございます。

議案第39号、太子町立総合スポーツ公園設置条例中改正の件につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、全庁的に年度当初より見直しの検討をしてまいりました使用料、手数料の改正に伴うもので、生涯学習課所管の施設、総合スポーツ公園の使用料に関し、一部見直すものでございます。

資料5頁目、新旧対照表の1頁目をお願いします。

第10条関係の別表第1の備考1、「使用者が本町、富田林市、大阪狭山市、河内長

野市、南河内郡河南町及び南河内郡千早赤阪村に在住、在勤または在学の者でない場合は、基本料金表の2倍の額とする。ただし、照明設備使用料はこの限りでない」を追加するものでございます。その後、別表第2、第3におきましても同様に、同じ文言を追加するものでございます。

続きまして、内容につきまして頁をお戻りいただき、議案書2頁目をお願いします。

頁の頭のほうです。第9条関係の別表第1の備考1、「使用者が本町、富田林市、大阪狭山市、河内長野市、南河内郡河南町及び南河内郡千早赤阪村に在住、在勤または在学の者でない場合は、基本料金表の2倍の額とする。ただし、照明設備使用料はこの限りでない」を追加しております。その後、別表第2、第3におきましても同様に同じ文言を追加しております。なお、それぞれの金額、使用料につきましては、今回変更しておりません。

続きまして4頁目、最終頁をお願いします。

この条例の施行期日につきましては、令和4年4月1日としております。なお、この条例による改正後の使用料は令和4年4月1日以後の申請について適用され、同日以前の申請については従前といたします。

以上、議案第39号の説明とさせていただきます。何とぞご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○中村委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村井委員 まず、この条例の中の、今回、連携の枠組みの中の他市町村の利用というところのことなんですけど、この他市町村の住民さん、また在勤・在学であるというところの確認作業というのは、どこでされているんですか。

○鳥取生涯学習課長 まず一番大事なのは、申請者が在住・在勤かというところで確認させていただきます。あと、ちょっと怪しいというか、使っている団体が町内にないのかなというところの確認につきましては現地のほうで、使っている方の半数以上が町内の方であるということで、現場のほうで確認しております。

○村井委員 そしたら、子どもたちも、町外の方がもし利用されたときに、子どもたちにもそういう証明書なり、私は富田林市の小学校に通っていますとか、千早赤阪村に住ん

でいますとか、そういうようなところの証明書を見せていただくということでしょうか。

○鳥取生涯学習課長 証明書の提出までは求めておりませんが、口頭で一応確認をさせていただきます。

○村井委員 そうして、今回2倍にするということなんですけど、条例の中の減免は今まで、減免措置というか、全額とか、いろいろそういうところの項目があったと思うんですけど、今の現状、ここ1年なのか、データを持っておられるんだったら、どれぐらいの団体が減免されて、どういう団体が対象になるのか、個人なのか、その辺を教えてくださいませんか。

○鳥取生涯学習課長 減免につきましては、スポーツ公園につきましては町内の小中学生以下に対しては減免、半額の減免となっております。実績でございますが、2020年のデータではございますけれども、全体の6千60の申込に対し、該当する町内の小中学生の申込は694ということで、11%の枠が減免対象ということになっております。

○村井委員 それと、規則の中に、施行規則の中に減免される委員会があると。特に認めるという、いろいろ団体があるのか、行事があるのか、その辺、規則の中の内容を教えてくださいませんか。

○鳥取生涯学習課長 大きくは町が主催するということで、減免対象になってございます。それは当然なんですけど、あと、障がいをお持ちの方の団体の方については半額対象ということでやっております。その方に付随、要は介助される方につきましても1名免除という形で動いております。

○村井委員 私が規則の中で見たのが、町が主催する行事、福祉に関する団体、そして太子町のスポーツ振興に寄与する行事ということで、そこは団体だったらよかったんですけど、今このスポーツ公園ということなんですけど、町内、町外という料金の設定なんですけど、生涯学習課として、例えば歴史資料館についてはどうお考えなんですか。

○鳥取生涯学習課長 歴史資料館につきましては、現在、入館料200円を頂戴しております。それでも有料ということで、正直な話現場で、入り口で有料ということで入館されない方が、そのまま過ぎていく方もおられます。ただ、資料館につきましては、入館料よりもまず入館者数を上げることを重視したいという考えから、今回の町外利用者の設定からは削除させていただきました。

以上です。

○村井委員 入館者数を確保したいということですけど、じゃ、後にできる生涯学習センターも同様の考え方でよろしいのでしょうか。

○鳥取生涯学習課長 現在建設中の生涯学習センターにつきましても、誰もが利用できる地方自治法上の公共施設として取り扱うように進めており、受益者負担の原則も重視しながら使用料を頂く方向で検討はしております、当然町外利用者についても割増料金を設定する予定はしております。

○村井委員 そういえば、この前も総務まちづくりのときに聞いたんですけど、万葉ホールは平日料金と土日料金があります。その中の回答で、日曜日は利用が多いというところで料金割増になっておるといようなことの回答があったと思うんですけど、体育館については平日、また土日祝日の料金の差というのをつくるというのはあるのか、ないのか。それと、なぜつからないのか教えていただけますか。

○鳥取生涯学習課長 まず、ある・なしでございませぬが、土日祝の割増料金を設定する予定はございませぬ。それにつきましては、やはり逆にスポーツ公園に關しましては子どもたちの学校休み、それと大人たちも仕事の休みというのとはほぼ土日ということが多いということで、そこを料金を値上げすると、やはり収入としては上がるかもしれませんが、スポーツの振興であるとかスポーツ公園の利用拡大というところでは、ちょっとブレーキになるということで、そこは考えてはおりませぬ。

○中村委員長 ほかにございませぬか。

○西田委員 使用料、利用料をもらうことに関して、庁内で調整したということなんですが、今、もう村井委員の質問からしても、ちょっと何か、町長部局と教育委員会の隔たりのあるような気がするんですが、総務まちづくりではあんまり感じなかったんですが、この総合スポーツ公園に關しての、町内と町外を分けて利用料をどうするのか、それから町外を2倍にしようとしていることですけども、これと行政サービスに係る利益と負担の關係というのはどういうふうに導かれて、見直すということになったんですか。

○鳥取生涯学習課長 今回、総務のほうで中心になって公共施設の適正な使用料について見直しを行うに当たりまして、まずは近隣市町村の市内、市外の対応状況と、町税の負担状況について考慮させていただきました。その結果、町内、町外の使用料にうちのほうは差がないということで、町内利用者と町外利用者の不公平が生じているということで、させていただきます。ちなみに、府内市町村では大阪市、堺市を除く41市町村

中28市町村で割増、要は7割の市町村が町外、市外を割増しておるという状況からも、今回設定した状況でございます。

○西田委員 それと税金との関係はどうなんですか。だから、町外の方は太子町に税金を納めていないということが問題になっているということですか。

○鳥取生涯学習課長 確かにそういうこともございますが、やはり町内の利用者の方をできるだけ優先したいという考えからも、そういう、今言う形でさせていただきました。

○西田委員 利用者が優先するのは、料金で優先ということなの。2倍にしたら、もしかしたら町外の方が先に押さえちゃって、町内が使えていないということを言われているの。今、ちょっと意味が分からなかったんですけど、もう一度。

○鳥取生涯学習課長 今回の改正は、全庁的な見直しの中での改正でございます。従来より、町外料金の設定がないことで町外利用者の割合がかなり多くなってきておりますのは、現場の声からとして聞いておりました。町の施設につきましては住民生活の向上を目的として設置され、いわゆる町民が中心に利用することを想定された施設であるということとを考慮すると、やはり町外割増を徹底することは合理的ではないかというふうに考えた上での設定でございます。

○西田委員 そう言いながら、資料館は入館数を上げて確保したいということですが、案外利用しておられて、たくさん的人数でされるからというのもあるんですけど、使用料だけで決算は683万4千900円で、今、町外の方がたくさん来られているわと言われていたんですけど、2倍にされたらもう近所のほうがいいわとか言って、減るといことは考えていませんか。

○鳥取生涯学習課長 確かに減る可能性もございますが、一応、もしそのままの状態で使用者が継続された場合は、平成31年度ベースでは230万円の増額となります。

○西田委員 ということは、評価と点検でしたっけ、あれをもらったんですけど、またたくさん使っているなと思うんですが、じゃ、町外、今数字が出たということは、町外がどれぐらいで、町内で、人数で割れるのであったら割ってくださいたらいいし、割合でいけばどうなるかというのでもいいですので、町内、町外の数を教えていただけますか。

○鳥取生涯学習課長 平成31年度のデータでございますが、町内が64%、町外が36%でございます。最も町外率の高いのはグラウンドで52%、テニスコートで26%、メインアリーナが48%の町外利用率となっております。最も低いところで、サブア

リーナの5.7%という結果になっております。

○西田委員 その36%が2倍になったときの影響が230万円。ありがとうございます。

それで、だからいろんな使用料、手数料を見直すということは、今もらっているやつ全て、ちょっともらっていないのもある中で見直さなあかんと思うんですけども、1回戻しますけど、教育委員会の点検・評価報告書を改めて見てみたら、スポーツ振興について書かれているではないですか。そこにはいろんな数字が載っているんですけども、1つ、学校体育施設の開放利用状況というのがあるんですが、この学校体育施設はこういう感じになっているんですか。

○鳥取生涯学習課長 学校開放につきましては、一応あくまで義務教育施設の開放と、それを使っているということになるので、使用料の対象とはしておりません。

○西田委員 それはそれでいいんですけども、これを借りようと思ったら、どこを見たら借りられるっていうのが分かるんですか。

○鳥取生涯学習課長 学校開放につきましては、一応、スポーツ登録団体ということでさせていただいております。体育館のほうでスポーツ登録団体をしていただいた町内の団体に限り、貸出しをしているということでございます。

○西田委員 利用者の要件というのを書いているんですけども、しか駄目なんですか。20歳以上の者が代表者で、中学校体育館も、これも軟式テニス団体の登録、それから、学校開放を利用する団体は教育委員会の登録を経なければならないと書いているんですけど、これ、みんな小学生なんですか。

○鳥取生涯学習課長 小学生が中心の団体となっております。

○西田委員 軟式テニスも。

○鳥取生涯学習課長 軟式テニスに関しましては、大人のほうの団体となっております。

○西田委員 それを、どこでどう知ることができるんですか。ホームページ確かめたら載っていないんですけども、学校施設をうちが借りようと思ったら、たどり着いたのはこの点検・評価の、その分しか入ってこないんですけども、住民さんの中で改めてやろうと思ったとき、こんなのでただで借りられるんだと思えるところはどこへ行ったら分かるんですか。

○鳥取生涯学習課長 教育施設でございますので、プラス団体に限っての貸出しとなっておりますので、大きく広報はちょっとさせていただいております。だから、一般的にはスポーツ公園を使用させていただくというふうなほうで動いております。

○西田委員　そういう中でスポーツ公園を、うちの子どもたちもあんまり利用しなくなっているんです。あそこへ行くよりも、近所にそういう団体、体育館のほうが勝手知っているところだし、親だって迎えに行くのに、あの山のところまで迎えに行くよりも、やっぱり近所のほうがいいので。だから、せっかくの体育館が、いいですよ、いいんです。近場で使ってくれたらいいし、生徒は無料で開放してもらうんだから、それはいいんだけど、何かそういうところ、矛盾しているように思いませんか。

それに、それでスポーツ振興をすると言うのだったら、今ある知っている人だけではなくて、新たに「そやそや」と、体操クラブをつくろうかなと思った人、子どもが、何ぼだったっけ、町内の小学生5人以上登録してつくろうかなと思っている人が、こんなんあるんだというのを知れないというのはどうなんですか。普通、貸し出しているところ、近隣でもありますけれども、大きく教育施設使用の条例つくっているところもありますし、そこを学校施設の使用条例とか、条例がなくても学校施設の開放に関する規則、それをみんな例規集までたどり着けるとは思いませんけれども、でも借りたいなと思ったら、ちゃんと載っていますやんという場所がないのに、おかしいと思いませんか。

○鳥取生涯学習課長　確かに、大きいところではそういう条例を設けているところもございしますが、本町ではやっぱり学校施設ということをやっぱり重視しまして、言ったらそういう団体についてはスポーツ公園を使って、ただ、うちの窓口でも数件、やはり年間でも数件、やはりこういうスポーツ活動をしたいのだけどという相談はございます。そのときはいろいろ、こういうこともあります、ああいうこともありますという説明はさせていただきます。

○西田委員　相談に行こうと思われるのかな。やっぱりちゃんと広報しないと、おととい総務のときに、全庁的に見直したのが、町長部局だけ見直したのか、教育委員会も含めて見直したのか、その点はどうですか。後ろに座っておられるので、教えていただけますか。

○小角政策総務部長　使用料、手数料の見直しに関しましては、一応、総務部局のほうで令和元年ぐらいから見直しという形で、ちょっといろいろ調査をしております。その中で使用料、手数料の見直しの基本方針というのを決めさせていただきまして、それに従いまして、各課で見直し、管理している施設に関して見直しを行ったということになっております。

以上です。

- 西田委員　なので、教育委員会の施設も網羅しているんですね。
- 小角政策総務部長　そうですね、一応全ての施設、あと、この前上げさせていただきました下水の使用料というか、し尿の手数料ですかね、その辺に関しましても一応見直しの判断をする基本の方針を決めさせていただいております。
- 西田委員　ごめんなさいね、だからそんな細かなことまで見てなのかわかりませんが、この学校施設が利用者の要件というところによって貸し出しているというのはご存じ。
- 小角政策総務部長　学校の施設の貸出しという部分に関しましては、貸出しと申しますか、開放するという事は存じておりますけれども、詳細についてはちょっと勉強不足と申しますか、申し訳ございません。
- 西田委員　整合性を持たせる意味が、全部テーブル乗せてもらって、もしかしたら担当でも気がついていないところもあるかもしれませんが、それでいけば、これは知りませんでしたというのが出てきたということなので、ちょっと片一方、子どもたちにあそこのスポーツ公園まで行っても半額という減免があるということですが、片一方でそういうのをしながら、片一方でまた無料のところがあって、それは知る人ぞ知るしか入れないというのがちょっとおかしいと思いますので、やっぱりきっちり、ホームページはちゃんと見るとか、ホームページの中から例規集を探すとか、そこまでできる人がいるかないかは別として、じゃ、聞かれたとき、ここに載っていますよというのをちゃんと作る予定はありますか。
- 鳥取生涯学習課長　まず第一に、先ほども申しましたが、学校開放につきましてはあくまで義務教育施設でございますので、あくまで第一に学校は教育現場であるということをご認識していただいて、そこを重要視することであまり広報的にはしていないということを考えておりますので、先ほど条例等ないということでお話ししましたが、平成26年の教育委員会規則第1号ということで、太子町立学校体育施設の開放に関する規則というのがございます。そちらのほうで、利用についての細かい内容は整理されている状況でございます。
- 西田委員　そこは、この利用者の要件というのを書かれているんですか。
- 鳥取生涯学習課長　利用者の要件、書かれております。小学校体育施設を利用することができる者は、次の各項に挙げる全てを満たす団体とするということと書かれております。
- 西田委員　ありがとうございます。そしたら私は、そこは認識不足だったとしても、そ

こまでたどり着くのが本当に大変ですから、貸すつもりはないけど、知る人ぞ知る人、団体だけが使っているというのはやっぱりおかしいです。そこはちょっと考えていただきたいと思います。

昔ですけれども、ボーイスカウトを町内の人が団体でやっておられて、貸してほしいといったときに、民間になるかな、でも太子町の人たちなんだけど、あかんかったのを、もう昔やから、26年にできたというのだったら、それより大昔かもしれませんけれども、そういうこともあったんです。だから、知っている人しか使えないような形にならないようにはしていただきたいと思います。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○山田委員 1つだけ聞きたいんですけど、町外2倍の目的なんですけど、町民が優先して使用するためということで、大体その言葉に尽きると思うんですけども、入館収入を上げるということも先ほど言われましたので、町外を2倍にするということは、入館収入を上げるところからすると、町外が少なくなる可能性もあるであろうと思うんですが、そうではなしに、2倍にする目的は町民が優先して使用するというふうな言葉にあるように、予約現場において、ざっくりとして何か問題が起こっているのではないですか。

○鳥取生涯学習課長 予約状況におきましては、町内の方は2か月前、それ以外の方は1か月前ということで、そこで差はつけさせていただいておりますが、特に町外の方でちょっと1か月前から押さえないというような話があって、それについてはご遠慮いただいて、こういう決まりになっておりますので、1か月前までお待ちくださいというようなことをご説明したことは何遍もございますが、そういう大きな問題になったことはございません。

○山田委員 私が聞いている話では、町外が先に優先というふうに、町外の予約にある程度戦略的に慣れた方がおられて、町外の方が先に取ってしまって、あと、町内の人が来てもう埋まっているという状況では、僕が言ったらいかんのだけど、そうではなかったんですか。

○鳥取生涯学習課長 予測される問題として、いわゆる名義貸しということをちょこちょこ聞きます。要は町内に勤めている方、町外の団体の知り合いの方が町内に勤めている方の名前を使って申請して、先に取るということもございますが、基本的には町内2か月前、町外1か月というルールに基づいてやってはおります。

○山田委員 今の、私の聞いている話では違うんですけども、答弁の内容が違うんです

けれども、ですから予約スタート、開始になったときに、町外の方のほうが予約を知り尽くして、戦略的に、スタート開始になったときにばっと取ってしまうと。となってきたら、町内の方が、こっちはどちらかという優先的にせないかんぐらいにゆっくりして取りにこられて、そのときにはもう町外で埋まっているというふうな状況だと僕は聞いているんです。

○鳥取生涯学習課長 それは特に聞いておりません。ないかと思えます。町内2か月前というのは遵守しておりますので、それはないかと思えます。

○山田委員 いや、あるんですけどね。横から言わんといてください。実際にあるんですよ。だから、町外を。言ってください。

○池田教育次長 ちょっと補足になりますけど、生涯学習課長が申し上げていますとおり、町内の方については2か月前の一定の期間の間に予約を入れていただく。その町内の方で当然重なる部分もございますので、そこで機械的な抽せんをかけて、利用者を2か月前に決定するという方法を取っていますので、町内の方が予約されるときに町外の方が既に利用されていて、予約が埋まっているという状況は基本的にはないようになってございます。中には、今、生涯学習課長が申しましたように、町内の方の名義を借りて、偽って申請すれば、町外の方が町内の期間に予約することも、物理的には可能です。ただ、その方もあくまで抽せんという形を取っておりますので、その方が優先してその枠を押しえられるというような実態はございません。

○山田委員 結構です。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○辻本（博）委員 前回、課長と総合体育館視察させていただいて、トレーニング室を見させていただきました。老朽化がきていて、本当に四半世紀ぐらいの、洋物のマシンなんですけれども、今後ああいう、ちょっと革が破れていたりとか、そういうところの対応とかは、前にもちょっとお願いしたいということは言っていたと思うんですけども、ここ、どうでしょうか。

○鳥取生涯学習課長 トレーニング室のマシンにつきましては、開館当初近くからあるので20年以上たっている状況でございます。確かにシートが破れていたりとかいう部分もございますので、状況を見ながら予算等鑑みながら、一応、更新は考えていきたいと考えております。

○辻本（博）委員 あれを、今の現在版総入替えだったら、どれぐらいかかるんでしょう

か。

○鳥取生涯学習課長 総入替えとなると、やはり2、3千万円クラスにはなってくるかと思えます。

○辻本（博）委員 ありがとうございます。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○建石委員 9月決算時期のデータから、間違っていたら指摘していただいているんですけども、スポーツ公園維持管理事業で、1千840万円ぐらいが固定経費と捉えていますでしょうか。

○鳥取生涯学習課長 人件費等々見ますと、それぐらいと捉えていただいて結構かと思えます。

○建石委員 今まで、今回のテニスコートの整備並びに去年はプール改修等々、今の調子で今後かかる補修、改修の計画云々はまだあるのでしょうか。

○鳥取生涯学習課長 一応、体育館のほうで計画はしております。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 西田委員、それで建石委員の質問に、私は個人的には関することだと思んですけど、今回、いろいろ料金、利用料の改定というところで条例が出てきているんですけど、そもそもこれ、太子町の行財政運営プラン、平成29年で切れてはいますが、その後の計画があるのか、ないのか。それに、計画プランに基づいた財源なのか、それと建石委員からもご指摘ありましたように、これからの公共施設の老朽化に対する計画に基づいた、この先の値上げなり、利用料もしくは使用料、その辺のところの考えはお持ちなのか、教えていただけませんか。

○小角政策総務部長 行財政改革プランに関しましては、確かに今、期限が切れている状況でございます。それにつきましては早急にといいか、今、順次つくるような方向で進めております。その中で長期的なスタンスと申しますか、その辺につきましてもその内容を確認しながら、今後作成するような形でやっていきたいというふうには考えております。

以上です。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 少し山田委員の言っていた分ですが、団体はそうですね、2か月前と1か月というのは分かるんですが、スポーツ公園に「そうやそうや、バトミントンしに行こ

う」「卓球しに行こう」と、休みのときしか行けませんという話だったんですけど、土日行きましようといっただけ行ったら、その団体が押さえていたら、行っても、あそこまで足を運んでも帰らなあかんようなことがあると聞くんですけども、そういったことで、一応町内の人には使えないといっても、それは利用している人が、別に町外の人が利用していて弾かれているのか町内の人かは別として、そういうことはあるんでしょうか。

○鳥取生涯学習課長 もちろん事前予約制でございますので、当日、どんな場合も同じですが、当日行かれて、もう予約がいっぱいということはございます。

○西田委員 それは多いのかな。

○鳥取生涯学習課長 そうでもないかと。ほとんどの方は事前に予約されている方が多いので、そこも、当日のキャンセルというのはお聞きはしておりません。

○西田委員 そういうのも、そうやって行こうかなと思う人は案外若い人も多いので、調べたら予約で埋まっていますとかいったら、別に行かなくていいので、そういうシステムがあればいいなと思います。それは要望しておきますけれども、施設があって、施設がきれいに壊れることもなく、潰れることもなく存在していることだけがいいわけではなくて、やっぱり利用してもらって何ぼのものだと思うんです、施設というのは。

そんな中で、今回これは、いらったのは町外だけですけれども、やっぱり町内の人ももっともって使ってもらいたいということでは、中々国のほうがつくったって絵に描いた餅的なところがあって、お金が下りてこないの、あるんですけども、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとうたったスポーツ基本法ができていますけれども、だからスポーツ施策の充実が求められていると思うんですけども、うちの体育館を、誰もが気軽にいくことができる、ここは難しいと思うんですけども、この点の改善は、町的に考えていこうと思っているんでしょうかね。

○鳥取生涯学習課長 まずアクセスの問題については、ちょっと私のほうからお答えづらいのもありますが、体育施設につきましては、やはりまず行きたいような施設にする、まずそれにしていこうという、それで、そこで施設を充実させて、いろんなスポーツ事業を進めていこうというのの2枚看板でやっていきたいなというのは考えてはおります。

○西田委員 だから、今の新たにメニューがたくさんあったらいいなと思うんですけども、スポーツ振興事業の実施状況、ちょっと載っていますけれども、総合体育館ができてから、バドミントン教室とかいろいろあると思うんですけども、そのメニューが増えているとか、開催期間が増えているとか、コロナの分をどけて、そういう状況になってきて

いたんでしょうか。

○鳥取生涯学習課長 確かにコロナの状況でできないものがございましたが、今年度いろんな、担当もいろんなスポーツを取り入れて勉強していただいておりますので、昨年ですかね、やりましたかけっこ教室なんかは、単純な走りの教室なんですけれども、非常に子どもらに人気で、またやるかなというふうには考えてはおります。

○西田委員 50頁見たら、親子体操、テニス、ズンバ、ヨガとかあるんですけども、私、まだこの仕事をしていなかったときにバドミントンの教室とか行ったんですが、そんなことを考えると、数は減っているのかしらね、こういう教室を開くというのは。

○鳥取生涯学習課長 数は減ってはございません。毎年同じものをやるというのは人気のあるものだけで、いろいろ工夫を凝らしながらやっております。

○西田委員 増えてはいない、そんなに。

○鳥取生涯学習課長 先ほども申しましたように、その中でも新しいものを取り入れたりはしております。

○西田委員 あともう一つ、万葉ホールでも話題になりましたけど、備品の使用料、まだちょっと残っていたように思うんですけども、この備品についての考え方は、アリーナのことだけを言うておられるのかしら。山まで持っていったら、パイプ椅子も50円になるんだ、ふうんと思ったりもするんですが、一応万葉ホールを、使用料を考えられるときも備品のところまで細かく見ていただいて、今回料金改定があったと思うんですが、体育館も、この辺りも見ていただけたのかしら。

○鳥取生涯学習課長 もちろん備品のほうも検討はさせていただきましたが、今回使用料の町外値上げというところの中には、備品のほうは含んでおりません。先ほど申しましたように、照明の使用料についても町外料金は必要ないという、町外割増はしておりません。

○西田委員 ちなみに、これは私が勝手に思っていたらあれなので、教えてください。このパイプ椅子1脚50円というのは、会議室の分も含めているんですか。

○鳥取生涯学習課長 こちら、会議室のほうは入ってございません。あくまでメインアリーナの施設です。

○中村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。

○西田委員 議案第39号、太子町立総合スポーツ公園設置条例中改正の件について、反対の立場で討論を行います。

総合スポーツ公園は、施設ができてから今日まで利用料を取って運営してきた施設であり、利用料金の適正化を図るという考え自体に、全てに異論を唱えるものではありません。適正化を進める中で、値上げだけでなく値下げもあれば、減免制度の拡充もあっておかしくはありません。万葉ホール条例改正での議論で、全庁的に使用料、手数料を見直した指針をまとめたと言っていたのですけれども、教育委員会の施設の使用料の見直しは学校施設の在り方には触れていませんし、備品の扱いについても、今回、説明をしてくれたので分かりましたが、触れておられませんでした。使用料を取るのであれば、それに見合うように指導員やスタッフの増員、研修によるサービスの向上を図り、誰もが気軽に行くことができ使えるスポーツ施設とすることを求めて、反対の討論といたします。

○中村委員長 ほかにございませんか。

討論を許します。

○建石委員 議案第39号、太子町立総合スポーツ公園設置条例中改正の件について、賛成の立場で討論を行います。

本条例案は、全庁的な使用料、手数料の見直しに伴い検討されてきた結果、総合スポーツ公園の各施設の使用料について、総務まちづくり常任委員会で審議された万葉ホールと併せて、町外の利用者に対し、町内の利用者の2倍の使用料を徴収するものであります。総合スポーツ公園や万葉ホールなどの公の施設は、住民の福祉、生活の向上を目的として設置されており、町民の皆様が第一に利用することを想定して設置された町立の施設であります。そのため、町民以外の方が利用する場合の使用料を割り増しし、ある程度の負担感のある使用料を課すことには、合理的な理由があると考えます。

また、利用者にとって使いやすい施設とするためには、施設の機能を維持するだけでなく、積極的に管理運営していくことが求められます。そのための必要経費の対価としても利用者に負担を求め、町内、町外の公平性を図るためにも今回の改正は妥当と考えます。

今回の改正は、太子町の厳しい財政状況の中での改正であり、使用料は施設における行政サービスの対価として貴重な財源となります。健全な財政運営を維持していくためにも、町外利用者に対する使用料の割増は必要であると考えますが、今後利用者の方々に対して十分に理解していただくことに加え、総合スポーツ公園だけでなく、万葉ホールなど公共施設全般が将来にわたり安定的に維持、運営されるよう努力されることを要望しまして、本条例案の賛成討論といたします。

○中村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決をいたします。

議案第39号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立6名・反対2名)

○中村委員長 それでは、賛成6名、反対2名、以上のとおり賛成多数でございますので、よって議案第39号、太子町立総合スポーツ公園設置条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第40号、太子町国民健康保険条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○松岡保険医療課長 おはようございます。

それでは、私のほうから議案第40号、太子町国民健康保険条例中改正の件につきましてご説明を申し上げます。

本条例改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

具体的な改正の内容といたしましては、出産育児一時金に含まれる産科医療補償制度の掛金額が令和4年1月1日に1万6千円から1万2千円に引き下げられることに伴い、引き続き現行の出産育児一時金42万円を維持するための改正、及び未就学児に係る1人当たりの保険料である均等割保険料の減額措置のほか、今回の国民健康保険法改正で本町の国民健康保険条例に項ずれが生じることから、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書の4枚目の新旧対照表をお願いします。

第5条は出産育児一時金の支給額に関する規定となっており、40万4千円を40万8千円に改めるものでございます。

次に、第10条の3では一般被保険者に係る基礎賦課総額（医療分）の減額において、既定の減額である第20条の2に加え、新たに未就学児の被保険者均等割額である第20条の4が新設されることから、文言の追加をしているものでございます。

また、第10条の3第1号、ウ及びエにつきましては、上位法令である国民健康保険法により本町条例に項ずれが生じるため、文言の整理を行っております。

次に、同条第2号のエにつきましては、国民健康保険法に新たに未就学児の均等割の減額に要する事業について繰入れする条文が追加されたことから、文言の追加をしているものでございます。

次の頁をお願いします。

中段の第14条の6の2は、後期高齢者支援金等賦課額に係るもので、医療分と同じく、新たに第20条の4を追加したこと、及び国民健康保険法に追加された条文について、文言の整理をしているものでございます。

下段の第20条の2、保険料の減額では従来の政令軽減である7割、5割、2割の軽減に加え、今回新たに追加する未就学児被保険者の軽減と区別を行うため、題名の文言について改正を行うものでございます。

次の頁をお願いします。

第20条の4は、未就学児の被保険者均等割額の減額の条文でございますが、内容につきましては算出された均等割額の2分の1を減額するもので、新たに条立てするものでございます。

恐れ入ります。3頁お戻りいただいて、附則でございます。

施行期日でございます。第1条では本条例を令和4年1月1日から施行し、第2条において、改正後の出産育児一時金の適用は令和4年1月1日以降に出産した被保険者とし、令和3年12月31日以前の出産においては従前の例によること。第3条では、令和4年度分の保険料から未就学児の均等割額半額を適用するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第40号、太子町国民健康保険条例中改正の件についての説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○中村委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○西田委員 この産科医療補償制度、掛金が減ってきていると思うんですけど、最初できたときは、子どもが脳性麻痺になったりとか、出産でいろいろ障がいを負ったときの保険ということで、3万円だったと思うんですが、これが減っていった背景は何でしょう。そういう事故が減っているのか、お金がもう、国はたまっているのか、その辺りの背景は分かりますか。

○松岡保険医療課長 当初、3万円ということで保険料の水準を決めておりましたけれども、これまでの実績に基づいて、その掛金はやはり剰余金として残っている状態が続いております。その中で、今回におきましては掛金を1万2千円に下げしておりますけれども、当初、平成21年1月ですかね、このときに3万円ということでスタートさせていただきました。その後、平成27年1月に掛金分を1万6千円で、今回1万2千円ということで改正されてきました。結局、剰余金についてはやはり被保険者の負担を軽減するために充てるべきということで、剰余金については被保険者分の、被保険者の方の掛金からは除くというような改正をしてきたというような次第でございます。

○西田委員 ありがとうございます。そうやってこの掛金が引き下げられた分を42万円から引かずに、42万円そのまま置いているから、出産したときのお金、病院へ払う分が少し、その分ちょっと多くなったからよかったねという話なんですけれども、このお金は出産した人、お母さんは42万円の姿を見ることはできるんですか。

○松岡保険医療課長 平成21年10月ですかね、出産育児一時金の直接支払という制度ができたので、基本的には出産したときの窓口負担のときに、現金でやはり支払いするのが大変ということで、病院に直接支払う制度ができました。ですので、現状を見ますと、出産費用の状況ですけれども、令和元年度の数字になります。この中で、全体としては平均値が、公的病院と私的病院を含めて46万217円となっております。ですので、実際に42万円、手元でお母さんは見れるのかという話なんですけれども、金額的には平均値が42万円を上回って、なおかつ直接払を利用された場合については、逆に持ち出しが出てくるというような状況でございます。

○西田委員 それも、だからその中で分娩を取り扱っているところがそうなので、100%ではないんですよ、この制度に乗かって。こういうところは一応、1回通帳に入ってくるの。

○松岡保険医療課長 産科医療補償制度に入っている機関は、全分娩機関の99.9%が

入っています。3千176分娩機関があるところ、3千173の分娩機関が産科医療補償制度に入っているのですが、残り3医療機関だけは産科医療補償制度に入っていないので、出産育児一時金については40万円、40万8千円ですかね。ご本人に受け渡しができるというような状況となっています。

○西田委員 出だしのとき、調べたら46.4%から始まって、もうほとんどが加入しているということは、それだけ病院側にとってはいい制度なんだろうと思うんですけども、この引下げでちょっと、お得という言い方はおかしいですけども、出産費用は少し賄えているんですよというのは中々分かりづらい中で、今おっしゃっていただいた46万217円でしたっけ、それは補償制度を抜いての話なんですけれども、同じような厚労省の資料から取ったかと思うんですが、出産費用にそれが入っていたら、公的、私的の全体を見たら、52万4千182円が平均値になっていたら、お母さんは42万円とこの52万円の開きといたら、10万円見てくると思うんですけども、そういう意味ではちょっと、数千円の額になったぐらいでは見合わないぐらいに出産費用の乖離があると思うんですけども、このことについて、国に対して、市町村であったり、太子町であって、国にもっと引き上げるようお願いしているようなことはあるんですか。

○松岡保険医療課長 今、委員おっしゃったように、確かに46万円というのは室料の差額とか産科医療補償制度、そのときの食事等々除かれた分で、全体としては確かに52万円を超えていると。このような中で、出産育児一時金自体は実際10万円以上乖離しているということですので、こういう現状を踏まえて、やはり現状に即した一時金となるように、町村長会等を通じてこれから要望させていただきたいということとしております。

今回の改正に当たりまして、いろいろ議論があったかと思うんですけども、その中で、やはり病院によっては出産費用が、どうしても保険ではないのでばらつきがあるというようなところで、実際にはこれからちょっと一時金を決めるに当たってどのような内容で、どういうふうな形の費用が発生しているのかというのをやはり詳しく、これから分娩機関から費用の詳細について、これから出していった上で、一時金の方向性の上でというような内容の協議もしておりますので、その協議の方向性をちょっと見定めながら、要望をしてまいりたいというふうに考えております。

○西田委員 私立になると病院経営とかもいろいろあって、割高になるところもあるのか

などと思うんですが、少なくとも全体の割戻しが平均ではなくて、公的病院から見ても、公的病院の平均でも51万円ということですので、やっぱり10万円近く差があるということは声を上げていただきたいと思います。

それと太子町で、できましたら妊婦の検診助成はどんどんどんどん進んできて、太子町なんか満額というのはすごく早かったと思うんです。そういうように、国より自治体のほうが走るかなというようにいろいろなこといろいろある中で、出産費用に対する助成とかも考えていただけるとか、生まれてから赤ちゃんに1万円ぐらいでしたっけ、のお祝いもありますけれども、少子化対策、子育て支援、子どもをたくさん産んでほしいなという中で、更に助成制度なんか国保のほうでも考えていっていただけたらなど、うれしかなと思いますので、要望しておきます。よろしくをお願いします。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○建石委員 今の出産育児一時金の件なんですけれども、先般野田大臣が増額を検討するというふうに声明を出してはります。町としても、町村長会でも、いろんなところでいろんな形で要望していただければいいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 これ、私は最近、車の自動車免許の取得の費用と出産の費用というのが、私たちの、私で言ったら30年ぐらい前の状況とすごく負担割合は増えておるなというふうな感じの話もよく聞きます。今、実際に部局で把握されている、全国の平均の出産に係る総額というのは大体平均でどれぐらいのほどの、データをお持ちだったら教えていただけますか。

○松岡保険医療課長 出産費用の状況ということで、実際に出産した費用とお部屋の差額、室料の差額ですね。今、改正の提案をさせていただいている産科医療補償制度の掛金、そのほか、例えばお祝い膳とかお食事代ですよね、これを含めて全体では52万4千182円となっています。公的病院ではちょっと下がるんですけど、51万1千444円で、私的病院では逆にやはりちょっとお高いという感じで、55万993円という状況になっています。

○村井委員 この第5条の中の条文の中に、健康保険法施行令、大正15年勅令第243号、すごく歴史ある施行令で、原文の施行令では「朕が」とかいうような文言が、勅令なので出てくるので、この36条という規定のところ、お分かりだったら教えていただけますか。

○子安健康福祉部長 健康保険法施行令の規定内容についてのご質問でございます。

私もちょっと記憶だけでお話しさせていただくので、もし間違えたら申し訳ないですけれども、確か健康保険法施行令につきまして、この36条につきましては、出産育児一時金の金額の規定になっていたかと思っております。国保に関しましては、国保法等々にその出産育児一時金についての金額の規定はございません。ただし、この健康保険法施行令36条に準じて規定するような内容となっておりますことから、条文がここに記載されているという形でございます。

以上です。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 今、均等割のほうをお尋ねします。幾ら軽減されるのかなと思ったら、10分の5やから半分、5割というふうになるのかなと思うんですが、未就学児ということで書かれているんですけども、未就学児は、これ、年齢で切れるんですか。誕生日で切れるのか、学年で切れるのか、どうなっているんでしょうか。

○松岡保険医療課長 未就学児の定義ですけども、そのまま未就学児ということで、小学校に入る前、すなわち6歳に到達した後、以後、当該年度の最終の3月31日までということでございます。

○西田委員 軽減なしの方はそのまま半額というふうになっているんですけど、7割、5割、2割の方は、倍軽減するということになるんですか。どういう感じになるんですか。

○松岡保険医療課長 軽減なしの方は丸々5割ということなんですけれども、仮に政令軽減で2割、5割、7割かかっている方については、2割軽減については、その2割をした後の更に半分に軽減しますので、実際には6割軽減、5割の方については7.5割軽減で、7割軽減の方については8.5割軽減という形になってございます。

○西田委員 それは何か勉強会資料では76人いて、88万5千856円ということだったんですけども、これ、それでいったら、もし対象がこの人数のままだったら、全額免除は掛ける2あればできるということですか。

○松岡保険医療課長 勉強会でお出しさせていただいた資料については、これは均等割軽減が4.2分の1になっていますけど、88万5千856円ということで、確かにおっしゃるとおり、この費用負担があれば全額を均等割軽減することは可能ですけれども、それに伴って法定外繰入の費用を入れてしまうというような状況になりましたら、逆にそれ以上の国庫負担等、大阪府とのペナルティ等ございますので、その点についてはち

よっと今回考えてはおりません。

○西田委員 だから、これは国が入れてくれたらいいのに、この制度の根幹の計算式のところが変わるんだったら、国が2分の1、府が4分の1、町が4分の1ではなくて、国がお金をくれということは、これは都道府県の長だったり町村議長会であつたりも言っていると思うんですけど、国が国保に対して1兆円出したら、均等割だけではなくて平等割もなくすことができるから、何とかして増やしてくれというのはずっと自治体の、議会も上げている声だと思うんですけども、この件についても高過ぎる国民健康保険料を下げるのは、もう住民さんの負担だけでは、太子町も中々大変な中で、本当に抑えるのは大変だと思いますので、この公費をもっと入れてほしいということも、併せて国には大きく、強く要望していただきますようお願いしておきます。

○中村委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第40号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第40号、太子町国民健康保険条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせをいたします。

午前10時40分 休 憩

午前10時50分 再 開

○中村委員長 それでは、再開いたします。

次に、補正予算案件の議案第43号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○松岡保険医療課長 それでは、私のほうから、議案第43号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、内容のご説明を申し上げます。

令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算書の1頁をお願いいたします。

第1条第1項、予算の総額でございます。本補正予算は歳入予算の組替えだけの補正でございます。したがって、既定の歳入歳出予算の総額に変更はございません。

それでは、歳入についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、4頁、5頁をお願いいたします。

本補正予算でございますが、国民健康保険基盤安定繰入金の確定に伴い、1款国民健康保険料、1項国民健康保険料、1目一般被保険者国民健康保険料、補正額603万7千円の減額をしております。内訳としましては、医療給付費現年分で458万3千円、後期高齢者支援金分現年分で105万7千円、介護納付金現年分で39万7千円をそれぞれ減額としております。これは保険料軽減対象者の増加に伴う保険料の減額分ということでございます。

下の6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額603万7千円は、保険基盤安定繰入金の低所得者の保険料に係る政令軽減7割、5割、2割軽減に応じた保険料軽減分として411万1千円、1人当たりの保険料の一定割合に対して繰入れを行う保険者支援分として192万6千円の増額となっております。

令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）の内容の説明につきましては、以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○中村委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○西田委員 この軽減される方が増えたということは、生活が苦しくなった方が増えた、コロナの影響がある、どう見ているのでしょうか。

○松岡保険医療課長 コロナの影響があるのかということですが、基本的には今年度から地方税法等の改正に伴いまして、軽減の基礎額、ベースとなる金額が33万円から43万円に上乘せになりましたので、プラス10万円になったこと、あと、令和3年度の基盤安定の計算に対する収入について、収入のベースはやはり令和2年度中の収入をベースにするので、そこは一定コロナの影響もあるのかなというふうに考えておりま

す。

以上でございます。

○西田委員 この額には、コロナ減免の分は入っていないんですかね。

○松岡保険医療課長 政令軽減でございますので、コロナ減免については入っていません。

コロナ減免の状況ですけれども、令和3年今現在ですけれども、今現在はコロナ減免を受けておられる方は21世帯で390万7千180円ということになっております。このコロナ減免に対しては先般国のほうから通知がございまして、これまで10分の4の補助率だったのが、今年度につきましても100%国が見ますというような通知が来ております。

以上です。

○中村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第43号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○中村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第44号、令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算(第3号)、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○武部福祉介護課長 おはようございます。

それでは、議案第44号、令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算書の1頁をお開き願います。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ936万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億4千512万5千円とするものでございます。

それでは、補正予算書の8頁、9頁をお開き願います。

歳出からご説明させていただきます。3款地域支援事業費、1項介護予防計画支援サービス事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費、補正額935万円は、主に訪問介護相当サービス事業及び通所介護相当サービス事業などの利用者増に伴う増額となっております。事業別区分の1、訪問介護相当サービス事業で156万3千円、次の3、訪問型サービスC事業（短期集中予防サービス）で75万6千円、次の5、通所介護相当サービス事業で612万7千円、次の7、介護予防ケアマネジメント事業で90万4千円の増額を行っております。

次の4項その他諸費、1目審査支払手数料、補正額1万9千円は、事業別区分の1、審査支払事業で、これも介護予防生活支援サービス事業の増額に係るものでございます。

1枚戻っていただきまして、6頁、7頁の歳入でございます。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金、補正額213万6千円は、介護予防生活支援サービス事業費の歳出補正額に伴うものでございます。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金、補正額253万円も、介護予防生活支援サービス事業費の歳出補正額に伴うものでございます。

6款府支出金、2項府補助金、1目地域支援事業交付金、補正額117万1千円も、介護予防生活支援サービス事業の歳出補正に伴うものでございます。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金、補正額117万1千円につきましても、介護予防生活支援サービス事業費の歳出補正に伴うものでございます。

その下、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、補正額236万1千円も、介護予防生活支援サービス事業費の歳出補正に伴うもので、介護給付費準備金から繰り入れるものでございます。

以上で令和3年度介護保険特別会計補正予算（第3号）の内容の説明を終わります。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○中村委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村井委員　そもそもちよっと基本的なことで、この歳出のところで出てきます訪問型サービスC事業という制度の概要と対象者、サービス内容が、大体いろいろあるかと思うんですけど、主なサービス内容があれば教えてください。

○松井いきいき健康課長　訪問型サービスC事業につきましては、住み慣れた地域とか自宅でできる限り自立した生活を送れるように、専門職、理学療法士など、歯科衛生士、また管理栄養士等が自宅のほうに赴きまして、身体機能の向上とか、あと口腔機能の向上、栄養改善など、介護予防に関する知識や指導を行うような事業です。これによりまして、利用者の方が地域の、例えばぐんぐん体操であるとか、いろんなそういう社会支援のほうに参加ができるように支援をしていくというような事業でございます。

○村井委員　対象の中で、例えば高齢者の方が中長期入院になってしまったと。入院中にちょっと体力、運動機能のところがちよっと不安があるというようなところで、自宅に帰って、退院されて帰ってきたときに、リハビリ作業とか、そういう身の回りのこととかもできるような、このC事業なんですか。

○松井いきいき健康課長　まずそういった場合には、介護認定のほうを受けていただくと思うんですけども、まず介護認定を受ける前に相談に来られまして、一応、これの対象者としましては要支援1・2、それとチェックリストというのがございまして、そのチェックリストで該当する方がこの事業対象者という形になります。そのチェックリストなんですけれども、例えばバスや電車で1人で外出していますかとか、そういう25項目、そのうちの何項目が該当するかでそれぞれの対象になるというような、事業対象者という認定が受けられまして、その対象者の方に対してどのサービスを提供していくというような形になっておりますので、まず退院されて、帰ってこられましたらご相談いただいて、そういう事業に該当するかどうか、そういったところから始めていきたいなというふうに考えております。

○中村委員長　ほかにございせんか。

○西田委員　文言でいけば、審査支払手数料は、これは何件とかいう分ですね。これは何の数字ですか。

○武部福祉介護課長　審査支払手数料につきましては、総合事業に係る国保連への審査支払の手数料でございます。今回、補正額を上げさせていただいた中で、実際には約50人程度の人数というふうに把握をしております。あくまでもちよっと、大体の数で申し訳ございませんが。

○西田委員 ありがとうございます。

私はコロナでの医療控えて、国保の利用者の利用料というのは、病院で行く人が減ったとかあったように、介護も中々人混みに行きたくないからということで、介護保険は今年度、落ちるかなと思っていたんですが、こんなふう増額で出てきているではないですか。これの要因はどういうところにあると思いますか。

○武部福祉介護課長 要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、先ほど委員もおっしゃいました、例えば外出自粛であったりとか、行き場の減少が影響しているものと思われまます。主に一般介護予防事業で行ってございましたお達者トレーニング及び元気ぐんぐんトレーニングなど、介護予防における各種事業が中止になったこと、それと福祉センターの休館などによる外出頻度の減少、加えまして外出自粛も重なりまして、かかりつけ医であったりとかケアマネジャーさんなどから助言をいただきまして、運動機能低下予防のため、介護相当サービスである今回の地域支援事業の訪問型サービス、それと通所型サービスの利用増につながったものであるかなというふうに考えております。ただ、いずれにいたしましても新型コロナウイルス感染症による様々な要因が重なったことによるものではないかというふうには考えております。

○西田委員 いろいろあるかとは思いますが、うちは介護予防には本当に力を入れていると思いますし、先ほど松井課長の答弁でもあったように、いきいきとも一緒になってずっとずっとやってきた中で、そういう人たちが、もしかしたらこのお達者トレーニングとか元気ぐんぐん体操とかをやっていたら、今回のように増額にならなかったのと違うかなというような思いはお持ちなんではないでしょうか。

○武部福祉介護課長 実際にお達者トレーニングにつきましても、それと元気ぐんぐんトレーニングにつきましても大体、例えば元気ぐんぐんトレーニングにつきましても、大体25団体の方々がおられます。その方々につきましても、やはり令和2年度から令和3年度にかけまして休止状態であったということで、やはり体を動かす場がない、それと先ほども言いました福祉センター休館によりまして、やはり福祉センターに行きますと、やはりいろいろおしゃべりのほうもできます。それもイコール介護予防につながるのかなというふうには考えております。ですので、こういうふうな各種事業と運動事業等がやはりなかったということで、この今回の補正につながったのかなというふうに考えております。ですので、通常どおりのこういう教室、体操教室、それと福祉センターの休館がなければ、恐らくですけれども、ここまでの増額補正はなかったのかなという

ふうには考えております。

○西田委員 医療費が抑制されたとか、介護保険料が抑制されたとか、それは予防に力を入れているからとか、健診に頑張っているからとか、そういうのは頑張っているときに、ちょっと見えてこないではないですか。こういうことがうれしいことではないですけども、やりたくてもできない状況ができて、今までやっていた部分が減ったら、てきめんこういうふうに関護の利用者が増えるという、お金に現れるということでは、日々頑張っているらっしゃいますし、住民さんを集めてやっていることが生きているんだなと思いますので、早くコロナが収まって、こういった事業がこれまで以上にできることを要望しますし、また力を入れて頑張ってくださいと思います。

○中村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第44号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○中村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号、令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本日の審議は全て終了いたしました。

これにて委員会を散会させていただきます。

本日はお疲れさまでした。

午前11時09分 閉会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

福祉文教常任委員長 中村直幸